

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 22 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 42 号

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部を改正する条例

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例（昭和 57 年瀬戸市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第 5 条 <省略></p> <p>2 使用料は、施設使用料及び附属設備使用料とし、その額は、別表第 2 及び別表第 3 に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合における施設使用料の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p><省略></p> <p><u>本市並びに尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町及び長久手町の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人が施設等を使用する場合</u> 別表第 2 に定める額の 1.5 倍に相当する額</p> <p><省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>（使用料）</p> <p>第 5 条 <省略></p> <p>2 使用料は、施設使用料及び附属設備使用料とし、その額は、別表第 2 及び別表第 3 に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合における施設使用料の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p><省略></p> <p><u>尾張東部地区広域行政圏協議会規約（昭和 56 年瀬戸市告示第 17 号）第 3 条に規定する市及び町の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人が施設等を使用する場合</u> 別表第 2 に定める額の 1.5 倍に相当する額</p> <p><省略></p> <p>3 <省略></p>

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。